

溶接施工方法承認時の脆性破壊試験に関する事項

改正規則等

鋼船規則 M 編

鋼船規則検査要領 M 編

改正事項

溶接施工方法承認時の脆性破壊試験に関する事項

改正理由

突合せ溶接継手に対する溶接施工方法及びその施工要領の承認試験については、検査要領 M4.2.7 において、厚さが 50mm を超え 70mm 以下の場合には、規定の衝撃試験に加え脆性破壊試験を要求することがある旨を、また、厚さが 70mm を超える場合には、本会が承認した衝撃試験及び脆性破壊試験を実施する旨をそれぞれ規定しているが、適用の要否の判断基準となる板厚の定義が明確ではない。

板厚の定義に関しては、突合せ溶接継手の多層盛溶接の承認において、試験材の板厚の 2 倍の板厚まで承認可能である旨規定しており、衝撃試験については試験材の板厚の 2 倍の板厚まで評価可能であると考えられる。一方、脆性破壊試験については試験実施の要否を最大承認板厚で判断することが適当と考えられる。

今般、衝撃試験及び脆性破壊試験の実施に関し、板厚範囲を明確化するよう、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 最大承認板厚に対して脆性破壊試験を実施する旨を明確化した。
- (2) 衝撃試験規格値の適用を試験材の板厚により決定することを明確化した。